

～事業者の方に知っておいていただきたい軽減税率制度のポイントをご紹介します～

# 『消費税軽減税率制度』説明会

消費税の軽減税率制度は、平成 31 年 10 月 1 日からの消費税率の 10%への引上げと同時に実施されます。

軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

**日時** ▶ 平成29年 9 月 27 日(水)  
13:30～15:00 (受付 13:00～)

**会場** ▶ 君津市立中央図書館 2階視聴覚室  
(君津市久保 2-13-3)

**受講料** ▶ **無 料**

**定員** ▶ 100名  
(先着順・定員になり次第締め切ります)

**申込方法** ▶ 下記申込書に記入の上、FAXにてお申込みください。

## 内 容

### 1. 消費税の軽減税率制度について

説明:木更津税務署 法人課税第1部門  
上席国税調査官 田中 一幸 氏

### 2. 軽減税率対策補助金について

#### 「軽減税率対策補助金」とは？

中小企業・小規模事業者等の方が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行う場合に、申請によりその経費の一部を補助する制度です。  
なお、申請の受付期間は、平成30年1月31日までです。

**【主催】木更津税務署／君津商工会議所中小企業相談所 【協力】木更津青色申告会**  
**【お問合せ先】Tel:0439-52-2511 / Fax:0439-52-0177 (君津商工会議所中小企業相談所)**

君津商工会議所中小企業相談所 行

FAX:0439-52-0177

## 『消費税軽減税率制度説明会』受講申込書

平成 29 年 月 日

事業所名	電話番号	
所在地	FAX番号	
受講者名①	受講者名②	

※個人・企業情報の保護について セミナーのお申込みの際にお伺いする個人情報については、法令に基づく開示請求があった場合、本人の同意があった場合、その他特別な理由のある場合を除き、第三者には提供いたしません。ご提供いただいた個人情報を正確に取り扱うよう努めます。